

岩手県告示第122号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年1月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 伊東建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市花輪第5地割62番地
 - ウ 代表者の氏名 伊東教一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9297号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年12月25日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年1月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社イーグル商事
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目7番32号
 - ウ 代表者の氏名 大石秀行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第20643号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年1月21日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年1月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 奥井建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町飯岡第5地割25番地17
 - ウ 代表者の氏名 國井聖
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-26）第120127号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年1月19日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。